

各 位

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「農薬G L P適合確認に係る資料作成要領」の制定について

これまで「農薬の毒性に関する試験の適正実施について」(平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知(以下「農薬G L P」という。))を定め、その適正実施を確保してきたところであるが、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)の別添11の1の(4)の において、各優良試験所規範(G L P)基準の確認申請手続の簡素化について、各省庁間で協議の上、検討することとされたところである。これを踏まえ、G L Pへの適合確認を受けるために、提出が必要な資料の共通化を図り、今般、農薬G L P適合確認に係る共通の資料作成要領を別添のとおり定めたので、御了知の上、貴会関係者への周知方お願いします。このことに伴い、経過措置として、「『農薬の毒性に関する試験の適正実施について』の記の4の適合確認申請書に添付される から の書類の様式例について」(11薬検第1244号農林水産省農薬検査所長通知)に基づき作成した資料を提出できる期間は、本年6月30日までとする。

なお、別添以外に農薬G L Pとして別途求める資料については下記のとおりであるので、周知方併せてお願いします。

記

以下の資料は査察のおおむね2週間前までに農林水産省消費・安全局長に提出するものとする。

- 1 査察期間中に行う予定の農薬G L P試験の種類及び農薬G L P試験関連作業の内容  
査察期間中に農薬G L P試験関連の作業等の予定がある場合にのみ記載すること。
- 2 試験計画書の写し  
農薬に係る試験計画書であって、既に実施し、又は実施中であるものの写しを1例提出すること。複数の試験を実施した場合にあっては、試験期間が長期にわたるものを提出すること。
- 3 標準操作手順書(S O P)の写し  
農薬G L Pに関するすべてのS O Pの写しを1部提出すること。ただし、査察が2回目以降の場合、農薬G L Pの記の5に基づく査察を行う者が指示したS O Pの写しを提出すること。